

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年8月29日(2023.8.29)

【公開番号】特開2023-54046(P2023-54046A)

【公開日】令和5年4月13日(2023.4.13)

【年通号数】公開公報(特許)2023-069

【出願番号】特願2023-17989(P2023-17989)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月21日(2023.8.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者によって操作可能な操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記操作部に対する操作受付が複数回許容される複数回操作許容状態を発生可能であり、該複数回操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化を実行可能な複数回操作状態実行手段と、

前記操作部を摸した摸画像表示を表示可能な摸画像表示手段とを備え、

前記摸画像表示は、第1配色及び第2配色を含む複数の配色のいずれかで表示可能とされており、

前記複数回操作許容状態において、

前記摸画像表示が前記第1配色で表示されると、該表示された前記摸画像表示に対応する前記操作部を操作状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行されるが、

前記摸画像表示が前記第2配色で表示されると、該表示された前記摸画像表示に対応する前記操作部を操作状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行される場合と、該表示された前記摸画像表示に対応する前記操作部を操作状態に維持するだけでは前記受付後変化が複数回実行されない場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記受付後変化の1つとして、受付後表示が表示可能とされており、

前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、

前記受付後表示が前記特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがない

40

50

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技者によって操作可能な操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しする特典付与手段と、 10

前記操作部に対する操作受付が複数回許容される複数回操作許容状態を発生可能であり、該複数回操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化を実行可能な複数回操作状態実行手段と、

前記操作部を摸した摸画像表示を表示可能な摸画像表示手段とを備え、

前記摸画像表示は、第1配色及び第2配色を含む複数の配色のいずれかで表示可能とされており、

前記複数回操作許容状態において、

前記摸画像表示が前記第1配色で表示されると、該表示された前記摸画像表示に対応する前記操作部を操作状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行されるが、 20

前記摸画像表示が前記第2配色で表示されると、該表示された前記摸画像表示に対応する前記操作部を操作状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行される場合と、該表示された前記摸画像表示に対応する前記操作部を操作状態に維持するだけでは前記受付後変化が複数回実行されない場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記受付後変化の1つとして、受付後表示が表示可能とされており、

前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、 30

前記受付後表示が前記特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがない

ことを特徴とする遊技機。